

2 高齢者の免許更新手続き変更

「平成21年12月1日以降に免許証の更新期間満了日を迎える75歳以上の人を対象に、講習予備検査（認知機能検査）を高齢者講習の前に実施し、記憶力・判断力に関する検査を行います。

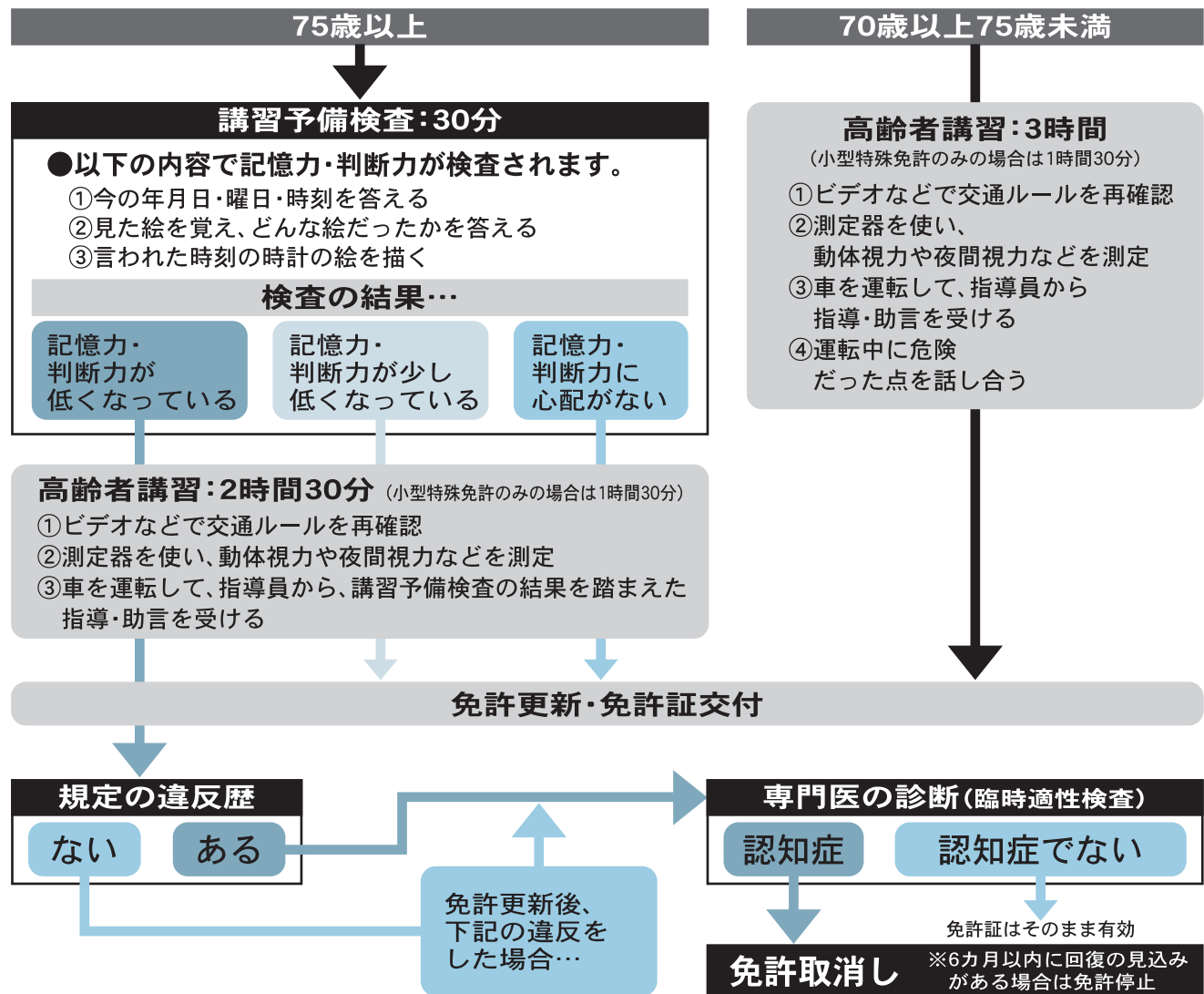
75歳以上は講習予備検査を受験！

★75歳以上の方は、免許更新期間の満了前6カ月以内に「講習予備検査（認知機能検査）」を受験しなければなりません。

※75歳以上の方とは、更新時の誕生日における年齢が75歳以上の人。

免許更新期間満了日が平成21年11月30日以前の方は、受験の必要はありません。

高齢者の免許の更新の流れ



★規定の違反歴…

更新期間満了日の1年前から更新日の前日までに、①～⑮の違反をした場合をいう。

- | | | |
|----------------|-------------|--------------|
| ①信号無視 | ⑥転回・後退等禁止違反 | ⑪交差点優先車妨害 |
| ②通行禁止違反 | ⑦踏切不停止 | ⑫優先道路通行車妨害 |
| ③通行区分違反（右側通行等） | ⑧しゃ断踏切立ち入り | ⑬徐行場所違反 |
| ④通行帯違反 | ⑨指定通行区分違反 | ⑭横断歩行者等妨害 |
| ⑤進路変更禁止違反 | ⑩一時不停止 | ⑮交差点安全進行義務違反 |



道路交通法の一部改正

国土交通省地域安全対策係【☎028(677)6029】
 岡山警察署【☎0285(84)0110】

6月1日施行の道路交通法一部改正により、①酒気帯び運転などの悪質違反の行政処分強化②ひき逃げなどの行政処分強化③高齢者の免許更新手続きが変更されました。

1 酒気帯び運転でも免許取り消し！

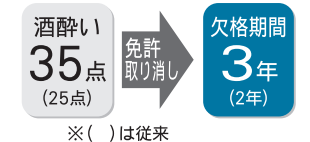
「酒酔い運転」「麻薬等運転」の悪質違反点数が引き上げられ、免許取り消し後の免許再取得禁止期間（欠格期間）も延長されました。

※以下の行政処分は、以前に違反や事故がない場合

酒酔い運転

飲酒量にかかわらず、言語動作が正常でないなど、いわゆる深酔い状態で運転する

●違反点が従来の25点から35点に引き上げられ、即、免許取り消し。免許取り消し後の欠格期間が従来の2年から3年に



酒気帯び運転

体内のアルコール濃度が呼気1ℓ中0.15mg以上（血液1ml中0.3mg以上）で運転する行為

■呼気1ℓ中のアルコール濃度0.25mg以上の場合…（血液1ml中のアルコール濃度0.5mg以上）

●違反点が従来の13点から25点に引き上げられ、従来の免許停止期間90日から、即、免許取り消しとなり、免許取り消し後の欠格期間は2年に



■呼気1ℓ中のアルコール濃度0.15mg以上0.25mg未満の場合…（血液1ml中のアルコール濃度0.3mg以上0.5mg未満）

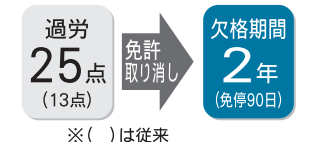
●違反点が従来の6点から13点に引き上げられ、免許停止期間が従来の30日から90日に



過労運転など

過労や病気などの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転する行為

●違反点が従来の13点から25点に引き上げられ、従来の免許停止期間90日から、即、免許取り消しとなり、免許取り消し後の欠格期間は2年に



麻薬等運転

麻薬などの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転する行為

●違反点が従来の25点から35点に引き上げられ、即、免許取り消し。免許取り消し後の欠格期間が従来の2年から3年に

